

留魂録 (吉田松陰の遺書) 日本の名著31、吉田松陰、中央公論社

一、私は、昨年以來、心の動きが幾度も変わっていちいち数えきれないほどである。しかし、そのなかで、なによりも私がそうありたいと強く願ひ、

《解説》松陰は、安政六年十月二十七日(1859年十一月二十一日)の

朝、評定所において罪状の申し渡しがあり、その日の午前、江戸伝馬町の

獄舎において死刑に処せられた。『留魂録』は、処刑前日の十月二十六日

の夕方に書きあげたもので、いわば松陰の門下生等への遺書といふべきも

のである。すでに死刑の宣告を覚悟しており、幕府役人の取調べの様子や

獄中の志士の消息を記し、松陰自身の心境と後に続く同志への遺託が切々と認められている。

自筆本は、二通作られたようで、一通は、江戸の同志から萩の高杉晋作・

久坂玄瑞・久保清太郎名宛に送られた(現存しない)。他の一通は同囚の

者に託し、それが明治になって松陰の門下生の手に渡り、萩の松陰神社に

所蔵せられるにいたった。

身はたとひ武蔵の野辺に朽ちぬとも

留め置かまし大和魂

十月二十五日 二十一回猛士

におき、これを私の行動のよりどころとしようといろいろ考えてみた。

一、私は、昨年以來、心の動きが幾度も変わっていちいち数えきれないほどである。しかし、そのなかで、なによりも私がそうありたいと強く願ひ、

あおぎ慕ったのは、あの趙の貴高(中国、戦国時代の趙の宰相。趙王

張放の臣として、漢の高祖劉邦が趙王をはずかしたことを憤り、高祖

を殺そうとしたが失敗、王とともに捕えられた。王のための計りとして王

は許され、みずからは獄中で自殺した)であり、楚の屈平(戦国時代の楚

の人。憂国の詩人。懷王・襄王に仕えたが、讒言にあい江南に移された。

「懷沙賦」を作り、石を懷にして、汨羅に投身した。「楚辞」にその賦が

収められている)であった。このことは諸君のよく知っていることである。

だから入江杉蔵が、送別の句のなかで、「燕や趙の国に高潔の士は多いが、

貫高のごとき人物はほかにいなかった。荊や楚の国にも深くその国を憂え

た人はいたが、屈平のごとき人物はほかにいなかった」といっているのも、

彼が、私の心をよく知っていて、そういう句をおくってくれたのである。

しかしながら、五月十一日(五月十四日が正しい。松陰の誤記であろう)

に江戸護送の知らせをうけてからは、いまひとつ、「誠」という字を念頭

におき、これを私の行動のよりどころとしようといろいろ考えてみた。

ちよつどそのころ、杉蔵が、「死」の字を私におくり、死を覚悟することを説いた。

ことがあるだろうか。

しかし、私はそれについては考えず、一枚の白の綿布を求めて、これに

一、七月九日、はじめて評定所の呼び出しがあった。三人の奉行（**寺社奉行松平伯耆守**、**町奉行石谷因幡守**、**勘定奉行池田播磨守**）が出座し、私に

『孟子』の「誠を尽くしても感動しない者は、いまだ一人もない」の一

対する尋問のかどは二ヶ条であった。

句を書ぎ、手拭いに縫いつけ、それを持って江戸に来て、これを評定所のなかに留めおいた。これも、誠についての私の志をあらわすためであった。

その第一は、梅田源次郎（雲浜）が長門国に出むいたとき面会したということであるが、いったいなんの密議をこらしたのかということ、その第二

昨年来のことについては、恐れ多くも、朝廷と幕府とのあいだに、たがい  
に誠意が通じあわないところがあった。

は、京都の御所のなかに落とし文があった、その筆跡がおまえに似ていると、源次郎やそのほかの者が申し立てているが、この落文についてはたし

天が、私のとるにたらないが、しかしひとすじに思う真心をくみとり、私

て覚えがあるのかということ、この二ヶ条にすぎなかった。

を助けてくれるならば、幕府の役人もかならず私の説に耳を傾け理解してくれるであろうと、志を立てたのである。しかし、蚊や虻あぶのような小さな

第一の件については、梅田は元来、悪がしいところがあるとみていたから、私としては、ともに志をうちあけて語ることを欲しなかった。そうい

虫（**『莊子』秋水篇**）でも、それが群がり集まれば山をもおおいかくして

う梅田とどうして密議などをすることがあるつか。また第二の件について

しまつとの喩えがあるように、私の誠意も幕府の小役人の前にはついに通  
じるところとはならず、なにごとくもなすことができずに、今日に至ってし

も、私は本来、公明正大なることを好むたちだ。その私が、どうして落文  
なごというかげでこそこそするようなおろかなことをするであろうつか。

まった。こうなるのもまた、私の徳が薄いため天を動かすことができな

そこで私は、六年間の幽囚生活のなかで、いろいろと苦心したところを延

かったことによると思えば、いまさらだれをとがめ、だれをうらみに思う

べ、ついに大原公の西下を請い、問部要撃策の計画のあったことなどにつ

いても自供してしまった。この間部要撃策のことで、ついに私は下獄することになったのである。

弁明を終えたのである。

「私は生まれつき激しい性質で、怒りののしられると、すぐ腹を立ててしまう。そこでできるだけ時の流れにそい、人びとの感情に適應するように努力してきた。だから幕府の役人に対しても、まず幕府が朝廷の意志に反した行為をしたのもやむをえない理由があったのであろう」といい、その後、現在、幕府がとるべきもつとも適当な処置はなんであるかということ

幕府の法では、一般の庶民が国事を憂えたりすることを許していない。そのことは是非について、これまで私は弁じ争つようなことはしていない。聞くところによると、薩摩の目下部以三次（伊三次が正しい。薩摩藩士。罪を得て藩を離れ水戸にあるとき、斉昭が召しかかえようとしたが、もと薩摩の臣であったことをもって固辞した。斉昭は感心して薩摩藩に知らせ復藩。その後上京、水戸藩士らとはかり、井伊大老の排斥・幕閣改造を指示した水戸藩への密勅伝達に周旋、勅書をもって江戸の水戸藩に入った。幕府はこれを探知し、江戸伝馬町の獄に捕えたが、獄中で病死）は、幕府

この私の主張は、いつも私があればこれ考えていたところであって、くわしくは、「対策」（本書所収「対策一道」として別に書き記したとおりである。だから、幕府の役人も怒ったりののしったりするわけにもいかない

の役人の尋問の日に、今の幕府の政治の欠陥をあまねく論じ、「このような幕府のあり方では、今後三年か五年の幕府の安泰もおぼつかないだろう」といって、尋問の役人を激怒させた。そして、目下部は、「このことで死罪に処せられても、少しも悔いるところはない」と述べたとのことである。この目下部の態度には、私はとても及ばない。杉蔵が、死を覚悟す

しかし私は、これに対して抗弁することはないで、「このことのために罪になることを私は決して避けようとするものではありません」と述べて

ることを私に説いたのも、またこの意味なのであろう。  
唐の段秀実は、郭晞に対してはまごころをつくして改心させ、朱せいかくき

んずい十此) に対しては笏をとって打つという厳しい態度をとった。とすれば、英雄は自ら時機と場合に適した態度をとるものである。肝心なこ

とは、内に省みてやましいことがあるかないかということである。そしてまた、人を見、時に応ずることが大事なのである。私の態度のいいか悪いかは、私の死後、歴史の判断に待つ以外にあるまい。

「このたびの口上書は、まことに簡単なものであった。七月九日に、ひととおり申し立てたあと、九月五日、十月五日と、二度の呼び出しにあ

たっても、たいした尋問もなく、十月十六日にいたり、口上書の読み聞かせがあつて、いまずぐ署名せよとのことであつた。

この口上書には、私が苦心したアメリカ使節との折衝や私の航海雄略論のごときは、なにひとつ記載されていない。ただ数箇所、開港のことを適当に書き記して、国力充実の後に、外国人を御打払いになるのがよろしいであろうなどと、私の心にもない愚にもつかない論を記載して、口上書と

していたのである。私は、抗弁しても無駄だと思ひ、あえてなにもいわなかったが、心中きわめて不満であつた。甲寅(安政元年11858)の年に、海外密航を企て

て失敗したときの口上書と比べるならば、実に雲泥のちがひがあるといふべきだ。

一、七月九日、ひととおり、大原西下策のこと、間部要撃策のことなどを申し立てた。はじめに思ったことは、こうしたことは、幕府側でもすでに探索して知っているであらうから、はっきりと申し立てた方がかえつてよ

ころ、幕府側ではいっこうに知らない様子だったのである。そこで考えたことは、幕府の方で全然知らないことを、こちらから積極的

に申し立てて、多くの人びとに連累者を出してしまふならば、かえつて関係もない人びとを傷つけることにもなるし、毛を吹きわけて小さなきずを探し出すようなことになる(『韓非子』)と考え、慎重に対処することに

した。そこで間部要撃策のことも、要諫というようにいいかえたのである。また京都に往来する諸友人の姓名や、間部要撃策のために連判した同志(十七人の同志)の姓名等は、できるだけ隠して具体的には話さなかつた。

あしひく

これは、後に崛起する人びとのためをおもんばかつた、私のささやかな老婆心からであつた。そのためであらうか、幕府の裁決では、はたして私一

人だけを罰して、他に一人も連累者が出なかったことは、実に大きな喜びだといわなければならない。同志の諸君よ、このことを深く考えてほしい。

は、刺違え・切払いの両事を承認しないのは、かえって激烈さを欠くことになり、同志の諸君もまた惜しむところがあるであらう。私自身としても、

一、右の要諫の一件について、事が成功しなかったときは、老中間部詮勝

また惜しまないわけではないのだ。

と刺し違えて死に、警衛の者がこれを防いで邪魔するときは、切り払うつ

しかし、繰り返しこれを考えると、志士たる者が仁をなすための死（論語）

もりだったなどと口上書には記載してあるが、こんなことは実は私はいっ

（語）は、こんな小さな言葉のあれこれにあるのではない。いま、この私

ていないのだ。しかるに三奉行は、強いて記載して、私を無実の罪に問お

は、邪悪な権力のために殺されるのだ。天地の神々はあきらかにこのこと

うとしている。こんな無実の罪をばつして私が受けなければならないのか。

を御覧になっているのだから、なんの惜しむところがあるうか。

そこで、十六日の署名の場にのぞんで、石谷・池田の両奉行とおおいに論

一、私は、このたびのことでは、初めは、もとより生きるための策もはか

争した。私は、決して死を惜しむものではない。ただ両奉行の強権による

らず、またかならず死ぬとも思っていなかった。ただ、自分の誠が通じる

事実の歪曲には承服できなかったのである。

か通じないかということをもって、天の命する自然のなりゆきに身をまか

これよりさき、九月五日、十月五日の両度の吟味の時、吟味の役人にく

せたのである。

わしく申し立てたことは、死を覚悟して老中間部を要諫するということで

しかし、七月九日にいたっては、ほぼ死を覚悟するようになった。だから

あって、かならずしも刺し違えたり、警衛の者を切り払ったりするなどと

そのときつくった詩のなかで「継盛唯だ当に市戮を甘んずべし、倉公寧（ま）

いうことではなかった。吟味の役人がこれを充分に承しておきながら、

んぞ復た生還を望まんや」と詠んだのである。その後九月五日、十月五日

しかもなお口上書にこんなことを記載するというのは、まさに強権による

の両度の吟味が寛容であることにあざむかれ、きつと生きられそうだと期

詐術ではないか。しかしながら、事がすでにここまでできてしまったからに

待し、また、それを喜ぶ心があったのである。この心は、私が、自分の身

を惜しんだがためだったのではない。それにはつぎのようなわけがあった

から得た力が、そうさせたのであろう。

のだ。

おのみそか

昨年(1868)の暮大晦日の朝廷の決定(朝廷は幕府に条約の調印を許し、一時攘夷

を猶予し、公武合体ののち攘夷を執行すべしとの勅書を幕府に与えた)は、

すでに幕府の措置を認めてしまった。今年の春三月五日には、わが主君の

一、今日死を覚悟しての心の平安は、春・夏・秋・冬の四季の循環におい

駕は、すでに萩城を出発したのである。私の策は、ここで全部失敗に終

て考えるところがあったからだ。

わったのであるから、死を求める気持ちはきわめて急であった。しかし六

思うに、かの農事のことをみるに、春に種をまき、夏に苗を植え、秋に刈

月の末、江戸に来るに及んで、外国人の状態を見聞し、七月九日、獄に

り、冬はその果実を貯蔵する。秋・冬になると、百姓はみなその年の労働

入って、天下の形勢を考察してみると、神国のことについて、なお自分の

の成果を喜び、酒を造り、甘酒をつくり、村中に歓声がみちみちるのであ

なすべきことがあることを悟り、ここにはじめて生きているほうがよいと

る。いまだかつて、秋の収穫期のぞんで、その年の労働が終わることを悲

する気持ちがさかんにわいてきたのである。

しむものを聞いたことがない。

私(1868)がもし死罪となるならば、この心にわき立つ気持ちは、決して沈んでし

私は今年で三十歳になった。まだ一つのことをもなすことがなく死ぬのは、

まつことにはないだろう。しかしながら、十六日の口上書の内容といい、三

穀物のまだ花を咲かせず実を結ばないのに似ているから、惜しいような気

奉行の強権による事実の歪曲といい、これらはいずれも私を死地においや

持ちもする。しかしながら、この私の身についていえば、花咲き実結ぶの

らうとしていないことだと分かってからは、もうこれ以上、生きることを願

ときである。かならずしも悲しむことはないであろう。なぜならば、人間

う心はなくなってしまうたのである。これもまた、私がつねに口上書の学問

の寿命に定めがない、穀物の成育のようにならず四季を経過しなければ

ならず二十歳の四季があり、三十歳にはおのずから三十歳の四季がある。

ならないのとはちがうのである。

十歳で死ぬ者は、その十歳の間におのずから四季があり、二十歳にはおの

ずから二十歳の四季があり、三十歳にはおのずから三十歳の四季がある。

五十歳 百歳には、それぞれおのずから、五十歳 百歳の四季があるものだ。十歳をもって短すぎるというのは、数日しか生命のない夏蟬を、何千年も生きているという冥霊とか大椿とよばれる長生の霊木のようにしようと欲するようなもの（『莊子』）である。百歳をもって長すぎるというのは、この冥霊や大椿の寿命を夏蟬のごとき短命にしようかと欲するようなものだ。そのどちらも、天命に達しないとすべきであろう。

私は三十歳、四季はすでに備わっており、また花咲き実を結んでいる。それが実のよく熟していないもみがらなのか成熟した米粒なのかは、私の知るころではない。もし同志のなかでこの私の心あるところを憐れんで、私の志を受け継いでくれる人があれば、それはまかれた種子が絶えないで、穀物が年から年へと実っていくのと変わりはないことになる。同志のひとよ、ごつかこのことをよく考えてほしい。

一、東口の揚屋あげやにいる水戸の郷士（江戸時代、郷村在住の武士のこと）堀江克之助（水戸藩の郷士。ハリスを要撃しようとして捕えられた）は、私

はまだ一度も会って話したことはないが、真の知己であり、真の益友である。私に伝言していうには、「昔、矢部駿州（江戸町奉行のとき、罪にお

とされ、職を奪われて桑名藩に預けられた）は、桑名侯へお預けになった。その日から絶食して仇敵をのろって死に、そのためついに仇敵を退けることができたということです。今、あなたもみずから死を覚悟しておられるからには、祈念をこめて内外の敵を払ってください。そしてその心をこの世に残しておいてください。」と、ていねいに戒めてくれた。私は、この言葉にまことに感心した。

また、鮎沢伊太夫（安政五年、水戸藩に密勅が伝達されたとき、上書し、諸藩にも伝達すべきと主張したが、いれられなかった。この密勅問題に関して幕府に捕えられた）は、水戸藩の士で、堀江と同居している。私に告げていうには、「今、あなたの判決がどうなるか予測できません。私は遠島がきまっておりますが、海に向こうへ行けば、天下のことはすべて天命にまかせるだけです。ただし天下のためになるようなことは、同志に託し、後輩の者に残しておきたいと思えます」とのことであった。これはわが意を得た言葉である。

私がひたすら祈念するところは、同志の士が、次から次へとこの私の志を継いで、尊皇攘夷の大功を建ててほしいということである。私が死んだあ

とも、堀江・鮎沢のような人物とは、たとえ彼らが遠い島や獄中にあるとも、わが同志たらんとする者は、どうか交わりを結んでほしいものだ。

なければならぬ。それは、まず京都において大学校を興し、朝廷の御学風を天下に示し、さらに天下の優秀な才能をもっている人びとを京都に集

また本所亀沢町に山口三ゆづ（車へんに會）という医者がある。義を好む人と見えて、堀江・鮎沢両人のことなど、獄外にあって非常によく世話をしたのである。とても私たちにまねができないと思うのは、この山口がま

め、かれらの協力により、天下古今の正論や確固とした議論を編集して書物をつくり、朝廷で御教育ののち、天下に分け与えるときは、天下の人心はおのずから一定するであろうということである。

だ一面識もない小林民部（京都の人。鷹司家に仕える。日下部伊三次らとはかり水戸藩への密勅伝達に周旋。幕府に捕えられた）のことを、この兩人から頼まれると、小林のためにも、同じくまた尽力したことだ。この人

そこで平生から杉蔵とひそかに話していた尊攘堂の議と合わせて堀江と相談し、これの実行を杉蔵に委嘱することに決めた（杉蔵は禁門の変で死に、維新後は品川弥二郎がひきつぎ、明治二十年、京都に尊攘堂を建設した）。

は、思うにきつと非凡な人であろう。そういうことであるから、堀江・鮎沢・小林の三人への連絡は、この三ゆづ（車へんに會）老に頼んだらよいであろう。

もし杉蔵がよく同志の人たちと相談し、内外で志を協力させ、このことを少しでも実現する手がかりをつくってくれるならば、私の志としたところもまた無駄にはならなかったということができよう。

一、堀江はつねに神道を崇拜し、天皇を尊び、大道を天下に明白にし、異端・邪説を排除しようと考えている。堀江がいうには、朝廷が大道を明らかにした教書を出版して、天下の人びとにわかち示すのがもっともよろしいと。

昨年、勅諭や綸旨等を求めて実行しようとしたことは挫折してしまったが、尊皇攘夷のことはかりそめにもやめるべきではない。そこでいろいろ工夫し、前人のあとを受けついで発展させていかなければならないのである。京都に学校を興すという論は、ひときわすづれているのではないか。

しかし、私が思うには、教書を出版するにあたっては、一つの方法を考え

一、小林民部がいうには、京都の学究院（天保十三年、仁孝天皇が設立し、



その後、**学習院と名づけた**は、きまった日に、百姓・町人まで出席して

筑州とは特別に親しい間柄だとのことである。

講釈をきくことを許されている。講義の日には、公卿の人たちが出席して

また山口三ゆう**（車へんに曾）**も小林のためにおおいに奔走したのである

講師には菅原家・清原家**（菅原氏は、平安時代に菅原を称し、学者が出た。**

から、この鈴鹿か山口かの手をかりて、流刑地の離れ島にいる小林と、わ

道真はとくに文章をもって聞こえ、その子孫も文学の家として重きをなし

が同志の士は連絡をとったらよいであろう。京都でのことについて、あと

た。清原氏は、天武天皇の皇子舎人親王より出たとされ、平安時代に歌や

できっと協力を得るところがあるであろう。

文章をもって栄えた）と地元の儒者が加わるようになっていく。そうであ

一、讃岐の高松の藩士長谷川宗右衛門、かねてから、主君をよく諫めて藩

るならば、これを基礎にして、いくらでも妙策が見つけれられるであろう。

内の和合につとめ、本家筋にあたる水戸藩と親睦することについても苦心

また懐徳堂**（大阪に設立された学校。学生に庶民が多くいた。明治二年廃**

した人である。この人が、いま東奥の揚屋にいる。その子の速水、私と西

校）には、靈元上皇宸筆の勅額がある。これを基にしてならに一堂を興す

奥の揚屋で同居している。この父子の罪がどうなるか、まだ分からない。

のも妙案ではないか、と小林は話していた。

同志の諸君よ、次のことをしっかりと肝に銘じておいてほしい。私がはじ

小林は鷹司家の諸大夫**（朝廷から親王・摂関・大臣家などの家司に補せら**

めて長谷川翁と出会ったときのことだが、そのとき、獄の役人がわれわれ

れた四位・五位の官人）であるが、このたび遠島の刑に処せられた。京都

の左右に立ち並んでおり、きまりでは、囚人同士の話は許されていない

関係の人物のなかでは、その罪がもつとも重い方である。この人は多才多

ので、ひとことも話すことができなかった。しかしそのとき、翁は、独語

芸であるが、ただ文学にはあまり深くはない。事務を的確に処理する才能

するように、「むしろ、玉となって砕けようとも、瓦となって命を長らえ

をもっている人だとみえる。はじめは西奥の揚屋で私と同居していたが、

ることのないように」と私に告げたのである。私は、翁の心にいたく感激

のち東口の方に移された。京都では、吉田神社の神官である鈴鹿石州・同

した。同志諸君よ、どうかこの言葉の意味と翁や私の気持ちを察してほし

い。十月七日のことである。左内が東奥に座っていたのは、わずかに五、六日

一、右の教条を、私はむだに書きとめたのではない。天下の大事を成就するには、天下の有志の士が志を通じ合っていないなければいけないものではない。されて私といっしょになった。私は、勝野から左内のことを聞いて、まず

そして、右に記した数人は、私が、このたび獄中で新しく知りえたところ こゝで ます左内と一面識もなかったことをなげいたものだ。左内が、邸の中に幽囚こゝでされていたとき、『資治通鑑』を読み、注を作り、「漢紀」を読み終え

保三郎（江戸の人。父に従い京都にあって志士と交わり、安政五年の水戸藩への密勅問題で活躍、ために幕府に捕えられ、父の所在を追求されたが

黙秘した）がいるが、かれはすでに出獄したので、かれを通じて、くわしいことを聞くのがよい。獄中での論議のことは、おおいに私も同感するものである。私は、まずま

勝野の父豊作は、現在潜伏中であるというが、有志の士と聞いている。他 す左内をよみがえらせて、議論をしてみたいと思う。しかし左内は殺され

日事件が終結するのを待って、探し出したらよからう。今日のことについて てしまい、いまやこの世にいないのだ。ああ！

ては、味方の諸士よ、戦さに敗れたあと、傷ついて残った味方に、その敗 一、清狂の「護国論」と吟稿、口羽の詩稿、いずれも天下の同志の士に 送って見せたいものだ。そこで私は、これを水戸藩の鮎沢伊太夫に贈るこ

北の様子を問いたですように、きびしくそのいきさつを追求し、後事に備 とを約束した。同志よ、どうか私にかわって、この約束を実行してくれ

えてほしい。一度失敗したからといってたちまち挫折してしまうのでは、 ばありがたい。

決して勇士とはいえないのではないか。諸君よ、頼む、本当に頼むぞ。 一、同志諸君のうち、小田村（伊之助）、中谷（正亮）、久保（長州藩士）

一、越前の橋本左内（福井藩士）は、二十六歳で斬首に処せられた。実に 幼くして玉木文之進の塾に入り、松陰と知る。松陰の松下村塾の発展に尽

力)、久坂(玄瑞)、入江杉蔵・野村和作の兄弟等のことは、鮎沢、堀江

長谷川、小林、勝野等へよく話しておいた。村塾のこと、須佐(長門国須

佐)、阿月(周防国阿月)の同志のこと等も話しておいた。飯田(長州藩

医、松陰の刑死後、遺骸の受理や埋葬に尽力)、尾寺(長州藩士、刑死後、

飯田らと遺骸受理や埋葬に尽力)、高杉(晋作)、および伊藤利輔のこと

も、これらの人びとにみな話しておいた。これら同志諸君の話を諸氏にし

たのは、私がかしめめになしたことはないことをいつか承知していただ

きたい。

七たびも生きかへりつつ夷をぞ  
攘はんこころ吾れ忘れめや。

以上を書きとめた後に、

十月二十八日夕暮に書す 二十一回猛士

心なることの種々かき置きぬ

思ひ残せることなかりけり

ほか

呼びだしの声まつ外に今の世に

待つべき事のなかりけるかな